

第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務事業者選定審査基準要領

1 総則

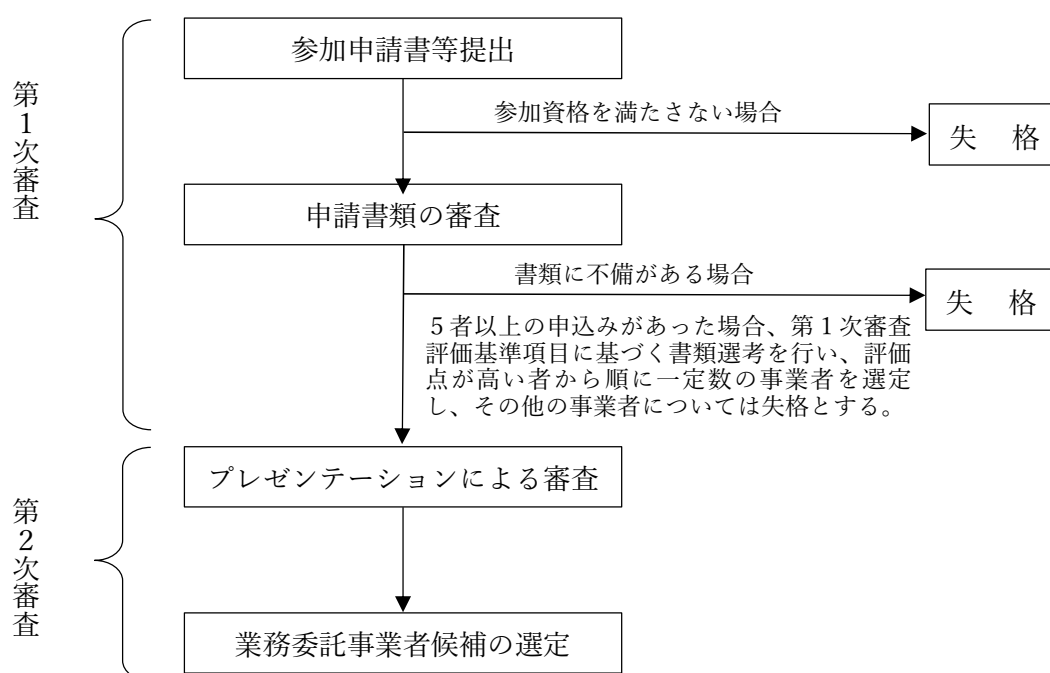
第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務委託事業者（以下「業務委託事業者」という。）は、第3次嘉麻市観光振興基本計画の取組実績及び成果を総括するとともに、社会情勢の変化、観光市場の動向、インバウンド需要の回復等を踏まえ、嘉麻市の地域特性を最大限に活かした「第4次嘉麻市観光振興基本計画」を策定することを目的としており、参加申込業者からの提案内容を総合的に評価する。

業務委託事業者の選定にあたっての審査は、公平性及び透明性を確保する観点から、嘉麻市観光振興基本計画策定業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

2 業務委託事業者の選定基準

（1）業務委託事業者選定までの審査手順

業務委託事業者選定までの審査手順は、下記のフローに示すとおりとする。



（2）第1次審査(シティプロモーション係)

①参加資格審査

参加申込業者から提出される書類をもとに、第4次嘉麻市観光振興基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領に示す参加資格との照合を行い、参加資格を満たさない場合は失格とする。

②参加申込書類の審査

参加申込業者に求めた参加申込みに必要な提出書類がすべて揃っていることを審査し、不備がある場合は失格とする。

③ 1次審査における書類選考

5者以上の参加申込があった場合、事務局において1次審査評価基準項目により採点を行う書類選考を行う。ただし、参加申込業者が5者未満場合は、書類選考は実施しない。

1次審査における書類選考においては、企画提案書の内容の優劣は評価対象とせず、業務実績、業務規模、拠点所在地等の客観的事実に基づき審査するものとし、企画提案書については、第1次審査の評価基準としない。

評価点が高い者から順に一定数の事業者を選定し、第2次審査（プレゼンテーション審査）参加者として選定する。

また、第1次審査において、合計得点が同点となる提案者が複数ある場合は、すべて同順位として扱う。

ただし、評価点が60点未満の提案者については、第2次審査の参加者として選定しないものとする。

なお、第1次審査における評価結果は、第2次審査には持ち越さないものとする。

④ 1次審査（書類選考）における項目別配点

審査項目（大項目別）	配点（満点）
1 類似業務実績	60点
2 類似業務規模評価	10点
3 拠点所在地	30点
合 計	100点

⑤ 1次審査（書類選考）の得点方法

審査項目の詳細については、別紙「第1次審査評価基準表」に示すとおりとする。なお、採点は「第1次審査評価基準表」に示す基準により評価するものとする。

（3）第2次審査（嘉麻市観光振興基本計画策定業務委託業者選定委員会）

① プレゼンテーションの実施

第1次審査通過者を対象にプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションについては、原則として参加申込業者が提案の内容説明を20分以内に行い、その後、選定委員からの質疑を10分程度実施する。

第2次審査については、選定委員会の委員長及び委員が本実施要領に定める評価項目に基づき企画提案の評価を行い、次の算定方式によって、評価点の合計採点平均が最も高い参加者を受託候補者として選定する。

また、有識者（1名以内）の採点は全て採用し、職員（5名以内）の採点は最高点及び最低点を除き、中間（3名以内）の採点を採用する。評価点の合計採点平均が最も高い参加者が同点の場合は、見積額の低い参加者を受託候補者と決定する。

なお、選定された業務委託事業者が辞退等をした場合は、次点の参加者を受託候補者として選定し、その者が辞退等をした場合は以下同じとする。

その他、審査にあたっては最低基準点を60点（満点100点）とし、選定委員の合計採点平均が最低基準点未満の提案者は受託候補者として選定しない。応募事業者が1者の場合であっても同様に審査を行う。

3 第2次審査（プレゼンテーション）における審査の内容

（1）審査における項目別配点（配点は委員一人当たり）

審査項目（大項目別）	配点（満点）
1 業務理解度・基本方針	15点
2 調査・分析手法の妥当性	10点
3 戦略構築力・将来性	20点
4 実効性・持続可能性	25点
5 地域との連携・実現適合性	20点
6 見積価格	10点
合 計	100点

（2）審査の得点方法

審査項目の詳細については、別紙「第2次審査評価基準表」に示すとおりとする。なお、採点は「第2次審査評価基準表」に示す基準により評価するものとする。